

- ・「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」(オーフス条約)に定められた三つの基準(①環境情報アクセス権、政策決定参加権、③司法アクセス権の保障)のための仕組みの確立と我が国の批准に向けた行動を通じたアジアにおけるリーダーシップの発揮
- ・消費者に対し商品の客観的な環境情報等を具体的に提供するとともに、の環境配慮型製品の購入に対しメリットを与える仕組みの整備

## (8) 環境保全対策を推進する仕組みづくり

### ① 市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 環境保全を考えていく上で市場メカニズムをどう活用するかは極めて重要な論点であり、市場メカニズムを新たに構築していくための検討とその試みを続けるべき
- ・ 市場に地球温暖化防止や生物多様性保全などに関する明確なシグナルを組み入れること。
- ・ 市場メカニズムの活用については、環境対応に努力する者へのインセンティブの付与が重要。
- ・ グローバル及びナショナルなレベルで経済システムのルールを環境保全型のものに変えていくことが必要
- ・ 温暖化問題に代表されるこれから環境問題は、個人の意識と行動様式を変えることが必要であり、そのためには、経済のルールの変更が必要。
- ・ 市場において環境配慮行動が積極的に評価される仕組みづくりが必要
- ・ 環境優等生の努力には相応な評価を行い、環境改善を要する者に改善目標を示し、実行を迫るのが効果的

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 炭素に価格をつける戦略のための手段や方法について早急に具体化
- ・ ヨーロッパ、米をはじめ一部日本や途上国も含めて動き出している炭素市場をアジアレベルで構築
- ・ 自主参加型を発展させ、企業の排出削減義務を伴う排出量取引制度（キャップ＆トレード方式）の導入
- ・ 将来の枠組みを確定することが、排出権取引をビジネスとして活性化させることにつながる
- ・ 不公平な国別キャップの下での排出権取引制度の導入は、日本の国際競争力を弱めるとともに、炭素リーケージにより地球温暖化防止に逆行する懸念
- ・ 排出量取引は、日本のように高いエネルギー効率の国とそうでない国との格差を固定化するおそれ
- ・ 温暖化防止のために市場メカニズムを取り入れることは有効だろうが、CO<sub>2</sub>排出総量にキャップをかける以外に方法はないのかという問題もあり、排出権取引の導入の是非も含め、早急に議論を深める必要
- ・ 環境負荷に応じて税負担を調整する自動車税のグリーン化の考え方を更に進め、税制全体のグリーン化を推進
- ・ 断熱改修した場合の住宅優遇税制措置など、税制的な観点から建物の環境負荷低減を促進する施策が必要

- ・ 地球温暖化防止のための環境税の導入
- ・ 効果に疑問があり経済に悪影響が大きい環境税は導入すべきでない
- ・ 環境税の導入は結果として負担増になるため、その負担増を納得させるだけの説明が必要
- ・ 金融機関が投融資活動に際して、プロジェクトが一定の基準を守るようガバナンスを働かせ、また、環境改善を金融面から支援する等、金融を通じて環境保全を推進
- ・ 企業の社会的責任（CSR）の活動を促進するSRI（社会的責任投資）ファンドの普及
- ・ ガイドラインの改訂等を通じ、環境報告書・環境会計の普及と充実を促進
- ・ 企業の環境配慮の取組状況に関する情報開示を積極化させるよう指標の設定等を行うとともに、投融資・購買において環境配慮行動へのインセンティブが働くよう税制優遇措置も行うべき。
- ・ 製品や企業活動の環境負荷をサプライチェーンから廃棄物処理に至るまで総合的に評価するための手法の開発及び普及促進
- ・ 製品の環境対策には、サプライチェーンでの環境適合設計に関する情報の共有を進め、ライフサイクルでの製品の環境影響を可能な限り低減させていくことが必要。

## ② その他各種対策を推進するための国の取組

### <基本的な考え方に関する主な意見>

- 多くの環境政策に関し、それぞれの得意とする分野について、専門性を活かし相互に連携しながら取組が行われているのが実体であるが、環境問題の解決は全方位での観点に立ち、これまで以上に各省を超えた有機的連携による総合的取組の強化、さらに、明確なリーダーシップの存在が必須。
- あらゆる領域での施策の議論に環境との両立、自然との共生といった視点を入れて、社会の持続性をより強化する努力が必要。

### <具体的な取組に関する意見、提案等>

- 国の予算の一定程度は低炭素社会への誘導へ利用
- 官邸主導による基金を創設し、21世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分。
- 各省庁の環境施策を課題別に統合し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進。
- 環境分野におけるP D C Aの実効性を確保するため、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を追加
- 産学協働の取組の推進
- 地域における環境情報の整備、環境計画の策定等の取組支援等を通じ、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（平成19年3月）を踏まえて、戦略的環境アセスメントを推進
- 認可事業における認可要件に環境対策の実施を盛り込む
- 政府のグリーン購入の取組を民間へ拡大
- 物品購入以外の設計などの契約取引にも環境配慮の観点を織り込み